

令和4年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会会議次第

日時 令和4年5月12日（木）

午後2時から

場所 市保健センター集団指導室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- （1）袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- （2）その他

4 閉 会

■令和４年度における国民健康保険税の按分率の改定について

1 袖ヶ浦市国民健康保険特別会計の収支の見込みと按分率の改定について

按分率の改定については、本市の国民健康保険財政の健全化を図り、安定的な国保運営を目指し、按分率改定等における方向性を明確にするために策定する「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針（令和２年度～令和５年度）」（令和４年３月中間見直し）において、単年度収支（※１）が赤字と見込まれる年度の翌年度に按分率の改定を行うものとし、改定の周期は原則２年ごととしている。

今後の収支を推計したところ、令和３年度の単年度収支は１億 １,０００ 万円の赤字になると見込んだ。国保被保険者数は減少するものの、高水準の保険給付（１人当たり医療費 2.4％増）は継続すると考えられ、今後も赤字が生じる見込みであることから、保険税の改定を行うものとする。

（※１） 単年度収支＝[収入（歳入合計－繰越金－基金取崩額）]－[支出（歳出合計－基金積立金）]

2 按分率改定の基本的な考え方

平成 30 年 4 月からの国民健康保険の広域化に伴い、都道府県は一定の方式により標準保険料率を市町村毎に算定し、市町村は示された標準保険料率を参考に国民健康保険税の按分率を決定することとなった。現在の按分率と、県の定める令和４年度の本市の標準保険料率の差は以下のとおりになり、この差を縮小していく必要がある。

今回の改定では、応能分である所得割の按分率の部分を見直すこととし、コロナ禍の折、広く負担を強いる応益分（均等割・平等割）については据え置くこととした。また、運営方針にもあるとおり、国保財政調整基金を活用し、急激な負担増にならないよう配慮する。

なお、改定後においても、近隣市の状況と比較して、本市の保険税額は一番低い状況にある。

（１）袖ヶ浦市保険税按分率と標準保険料率の差

【R04年度】	所得割率				均等割額				平等割額
	医療	後期	介護	合計	医療	後期	介護	合計	医療
市	6.40%	1.70%	1.20%	9.30%	18,000 円	10,500 円	12,500 円	41,000 円	22,000 円
R04標準	6.94%	2.29%	2.08%	11.31%	18,894 円	13,809 円	20,971 円	53,674 円	22,260 円
差	0.54%	0.59%	0.88%	2.01%	894 円	3,309 円	8,471 円	12,674 円	260 円

（２）国民健康保険税按分率の改定による保険税の見込額（４月３０日現在）

所得割（％）			資産割（％）	均等割（円）			平等割（円）	調定額（円）①	収納額（円）①×95％
医療分	後期分	介護分	医療分のみ	医療分	後期分	介護分	医療分のみ		
6.40	1.70	1.20	－	18,000	10,500	12,500	22,000	1,177,161,600	1,118,303,520

【改定案】所得割の按分率（医療費分（+0.5％）、後期分（+0.25％）、介護分（+0.4％）：標準保険料率並みに向けた段階的な見直し）

所得割（％）			資産割（％）	均等割（円）			平等割（円）	調定額（円）①	収納額（円）①×95％	改定率（％）
医療分	後期分	介護分	医療分のみ	医療分	後期分	介護分	医療分のみ			
6.90	1.95	1.60	－	18,000	10,500	12,500	22,000	1,246,881,800	1,184,537,710	5.9
								69,720,200	66,234,190	現行との差

【参考】所得割の按分率を標準保険料率並み

所得割（％）			資産割（％）	均等割（円）			平等割（円）	調定額（円）①	収納額（円）①×95％	改定率（％）
医療分	後期分	介護分	医療分のみ	医療分	後期分	介護分	医療分のみ			
6.94	2.29	2.08	－	18,000	10,500	12,500	22,000	1,288,731,000	1,224,294,450	9.5
								111,569,400	105,990,930	現行との差

3 今後の課題

今回の改定を行っても、本市の保険税按分率は標準保険料率より下回っていることに変わりはない。広域化により医療費は都道府県が実質的に負担しているが、市町村が都道府県に支払う事業費納付金（※２）は、国保財政調整基金を取り崩さないと支払うことができない。このため基金がなくなった場合、標準保険料率に近づけないと運営できない状況になる。

県の定める標準保険料率は、毎年度、被保険者数、所得水準や医療費水準を基に改められるため、１人あたりの医療費が増額傾向にあれば、標準保険料率も上昇していく。また国は、県内の按分率の統一化も目標としている。これらの課題については、県が新たに定める運営方針を参考にしつつ、本市の次期運営方針において改めて検討する。

事業費納付金とは（※２）

平成 30 年 4 月から国民健康保険の広域化により新設された制度で、国保財政運営の責任主体となった都道府県が保険給付費等の支払いに要する費用のため、市町村毎の被保険者数、所得水準、医療費水準を基に事業費納付金を決定し、市町村が都道府県に支払うようになった。

一方、市町村で支払っている保険給付費とほぼ同額を都道府県が市町村に県支出金として支払うことで、市町村は保険給付費の負担を実質的に負わない仕組みに改められた。

国民健康保険特別会計収支決算額及び収支見込み(令和元年度～令和5年度)

(単位:百万円)

年度 区分		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		運営方針	決算	差	運営方針	決算	差	運営方針 見直し後	決算見込	差	運営方針 見直し後	改定後	差	運営方針 見直し後	改定後	差
歳入	1 国民健康保険税	1,335	1,305	△ 30	1,306	1,252	△ 54	1,199	1,218	19	1,171	1,238	67	1,143	1,210	67
	2 使用料及び手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 国庫支出金	1	1	0	0	4	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	4 療養給付費交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 県支出金	4,365	4,423	58	4,648	4,226	△ 422	4,446	4,318	△ 128	4,388	4,388	0	4,403	4,403	0
	6 財産収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7 繰入金	532	524	△ 8	538	503	△ 35	453	449	△ 4	461	461	0	425	425	0
	8 繰越金	465	465	0	443	526	83	90	90	0	0	51	51	0	0	0
	9 諸収入	48	63	15	32	55	23	44	46	2	36	36	0	36	36	0
	歳入合計	6,746	6,781	35	6,967	6,566	△ 401	6,233	6,123	△ 110	6,056	6,174	118	6,007	6,074	67
歳出	1 総務費	119	116	△ 3	118	108	△ 10	116	114	△ 2	119	119	0	119	119	0
	2 保険給付費	4,380	4,349	△ 31	4,586	4,138	△ 448	4,390	4,246	△ 144	4,317	4,317	0	4,331	4,331	0
	3 国民健康保険事業費納付金	1,664	1,664	0	1,708	1,719	11	1,698	1,698	0	1,707	1,707	0	1,712	1,712	0
	4 共同事業拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6 保健事業費	79	75	△ 4	87	67	△ 20	80	75	△ 5	87	87	0	85	85	0
	7 基金積立金	46	46	0	44	437	393	9	9	0	0	0	0	0	0	0
	8 公債費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9 諸支出金	5	5	0	5	7	2	10	10	0	6	6	0	6	6	0
	10 予備費	10	0	△ 10	10	0	△ 10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	歳出合計	6,303	6,255	△ 48	6,558	6,476	△ 82	6,303	6,152	△ 151	6,236	6,236	0	6,253	6,253	0
歳入歳出差引		443	526	83	409	90	△ 319	△ 70	△ 29	41	△ 180	△ 62	118	△ 246	△ 179	67

財政調整基金																
前年度繰越額		100	100	0	146	146	0	583	583	0	522	512	△ 10	342	450	108
当年度積立額		46	46	0	44	437	393	9	9	0	0	0	0	0	0	0
当年度取崩		0	0	0	0	0	0	70	80	10	180	62	△ 118	246	179	△ 67
翌年度繰越額		146	146	0	190	583	393	522	512	△ 10	342	450	108	96	271	175

歳入歳出差引＋財政調整基金	589	672	83	599	673	74	522	512	△ 10	342	450	108	96	271	175
---------------	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----	-----

※令和3年度以降は歳入歳出差額のマイナスを基金を取り崩して充てているため、財政調整基金の翌年度繰越額のみを記載。

単年度収支																
収入(歳入合計－繰越金－基金取崩額)		6,281	6,316	35	6,524	6,040	△ 484	6,143	6,033	△ 110	6,056	6,123	67	6,007	6,074	67
支出(歳出合計－基金積立額)		6,257	6,209	△ 48	6,514	6,039	△ 475	6,294	6,143	△ 151	6,236	6,236	0	6,253	6,253	0
収支		24	107	83	10	1	△ 9	△ 151	△ 110	41	△ 180	△ 113	67	△ 246	△ 179	67

	年度末		年度平均			年度平均			年度平均			年度平均			
被保険者数(人)	13,439	13,552	113	13,641	13,554	△ 87	13,346	13,320	△ 26	13,098	13,098	0	12,833	12,833	0
一人当たり保険税(円)※収納額	95,760	94,032	△ 1,728	95,760	92,353	△ 3,407	89,820	91,441	1,621	89,389	94,518	5,129	89,050	94,288	5,238

【改定シミュレーションによる保険税額】

(単位:円)

ケース	所得種類	世帯構成	軽減適用	収入状況	現行税率	改定案	差額	(参考) 所得割を標準保険料並
①	給与所得	40代夫婦 子ども2人	軽減なし	給与収入400万円	377,600	404,300	26,700	424,400
②			2割軽減	給与収入368万円	321,500	345,400	23,900	363,200
③			5割軽減	給与収入200万円	163,100	173,400	10,300	181,000
④			7割軽減	給与収入98万円	48,300	48,300	0	48,300
⑤	年金所得	65歳以上 夫婦のみ	軽減なし	年金収入300万円	197,900	209,000	11,100	214,600
⑥			2割軽減	年金収入250万円	141,600	149,000	7,400	152,700
⑦			5割軽減	年金収入200万円	77,400	81,000	3,600	82,800
⑧			7割軽減	年金収入150万円	23,700	23,700	0	23,700

※配偶者は収入なしを想定

【近隣市の按分率の状況】

	所得割(%)			資産割(%)	均等割(円)			平等割(円)
	医療分	後期分	介護分	医療費	医療分	後期分	介護分	医療分
袖ヶ浦市 (改定前)	6.40	1.70	1.20	—	18,000	10,500	12,500	22,000
袖ヶ浦市 (改定後)	6.90	1.95	1.60	—	18,000	10,500	12,500	22,000
木更津市	8.01	1.80	1.10	—	20,000	10,000	10,000	24,000
君津市	7.30	1.80	1.80	—	20,000	10,000	9,900	24,000
富津市	6.60	2.20	2.00	—	36,000	8,000	8,000	—
市原市	6.76	2.25	2.23	—	20,800	12,000	13,900	24,900

所得割:被保険者の前年中の総所得金額等から基礎控除を引いた金額に税率を乗じる
均等割:被保険者1人あたりに乗じる額
平等割:1世帯あたりにかかる額

【近隣市の保険税額】

改定シミュレーションのケース①、給与収入400万円の40代夫婦で、子どもが2人の場合

	医療分	後期分	介護分	合計
袖ヶ浦市 (改定前)	243,100	81,600	52,900	377,600
袖ヶ浦市 (改定後)	254,700	87,400	62,200	404,300
木更津市	290,600	81,900	45,600	418,100
君津市	274,000	81,900	61,700	417,600
富津市	276,100	78,400	62,600	417,100
市原市	265,600	100,400	79,700	445,700

(単位:円)

国民健康保険税の制度改正の概要 (賦課限度額の引き上げ)

【概要】

市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点から、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、地方税法施行令等の一部が改正され、賦課限度額引き上げが実施されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

1 賦課限度額の引き上げ

医療保険分の賦課限度額を63万円から65万円に引き上げ、後期高齢者支援金分の賦課限度額を19万円から20万円に引き上げる。

	賦課限度額		賦課限度額超過世帯数			賦課限度額超過額(円)		
	改正前	改正後	改正前	改正後	増 減	改正前	改正後	増 減
医療保険分	63 万円	65 万円	89	84	△ 5	60,514,200	58,559,471	△ 1,954,729
後期高齢者 支援金分	19 万円	20 万円	75	68	△ 7	14,707,919	13,910,755	△ 797,164
介護保険分	17 万円	17 万円	17	17	0	3,080,568	3,080,568	0
合 計	99 万円	102 万円	89	84	△ 5	78,302,687	75,550,794	△ 2,751,893

※賦課限度額超過世帯数の合計は実数

(令和4年4月30日現在)

2 その他

近隣市の状況

木更津市、君津市、富津市 限度額上限まで改定予定 6月議会上程

袖ヶ浦市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 5 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 5 0, 0 0 0円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 0 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 0 0, 0 0 0円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0分の6. 9</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0分の1. 9 5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0分の1. 6</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、<u>6 5 0, 0 0 0円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>2 0 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、<u>2 0 0, 0 0 0円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170, 000円を超える場合には、170, 000円）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 3 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>6 3 0, 0 0 0円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1 9 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1 9 0, 0 0 0円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0分の6. 4</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0分の1. 7</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1 0 0分の1. 2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 3 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、<u>6 3 0, 0 0 0円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>1 9 0, 0 0 0円</u>を超える場合には、<u>1 9 0, 0 0 0円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170, 000円を超える場合には、170, 000円）の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2 (略)

袖 保 第 5 0 0 号
令和 4 年 5 月 1 2 日

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会長 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(諮問)

下記のことについて、国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)第 1 1 条
第 2 項の規定により諮問します。

記

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

袖 国 運 第 2 号

令和 4 年 5 月 1 2 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 様

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

会 長 小 島 直 子

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて（答申）

令和 4 年 5 月 1 2 日付け袖保第 5 0 0 号で諮問のありましたこのこと
について、下記のとおり答申いたします。

記

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 会議日時 | 令和 4 年 5 月 1 2 日（木）午後 2 時 |
| 2 | 出席委員 | 1 0 人（定数 1 3 人） |
| 3 | 会議場所 | 市保健センター集団指導室 |
| 4 | 諮問事項 | 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 5 | 答申内容 | 原案のとおり承認する |